

平成 23 年 10 月 5 日

各 位

東 京 都 千 代 田 区 麴 町 三 丁 目 2 番 4 号
会 社 名 株 式 会 社 ス リ ー ・ デ ィ ー ・ マ ト リ ッ ク ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 村 健 太 郎
(コード番号：7777)
問 合 せ 先 取 締 役 岡 田 淳
電 話 番 号 03 (3511)3440

公募新株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 23 年 9 月 16 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 23 年 10 月 5 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格（発行価格）及び引受人が払込む価額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による新株式発行の件

- (1) 払込金額 1 株につき金 1,615 円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。)
- (2) 仮条件 1 株につき 1,900 円から 2,100 円

2. 第三者割当による新株式発行の件

払込金額 1 株につき金 1,615 円

【ご参考】

1. 公募による新株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | | |
|--------|--------|--|-----------------------------|
| 募集株式の数 | 当社普通株式 | 700,000 株 | |
| 売出株式数 | 当社普通株式 | ①引受人の買取引受による株式売出し
② オーバーアロットメントによる株式売出し (※) | 1,148,400 株
上限 200,000 株 |
- (2) 需要の申告期間 平成 23 年 10 月 6 日（木曜日）から
平成 23 年 10 月 13 日（木曜日）まで
- (3) 価格決定日 平成 23 年 10 月 14 日（金曜日）（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 申込期間 平成 23 年 10 月 17 日 (月曜日) から
平成 23 年 10 月 19 日 (水曜日) まで
- (5) 払込期日 平成 23 年 10 月 23 日 (日曜日)
- (6) 受渡期日 平成 23 年 10 月 24 日 (月曜日)
- (7) 仮条件決定理由

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

(※) オーバーアロットメントによる株式売出しについて

公募による新株式発行及び引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、200,000株を上限として、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による株式売出しの主幹事であるSMB C日興証券株式会社が当社株主である永野恵嗣(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる株式売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる株式売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる株式売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる株式売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、第三者割当による新株式発行の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成23年11月18日(金)を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日(平成23年10月24日(月))から平成23年11月18日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し第三者割当による新株式発行の割当に応じる予定であります。したがって、第三者割当による新株式発行における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当による新株式発行における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が第三者割当による新株式発行に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる株式売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる株式売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる株式売出しが行われる場合の売出株式数については、平成23年10月14日(金)に決定されます。オーバーアロットメントによる株式売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエーションを全く行使しないため、失権により、第三者割当による新株式発行は全く行われません。また、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

以 上

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。